

令和2年度 第10回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和2年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年1月7日（木） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第7 議案第4号 農地台帳登載願について
- 日程第8 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について
- 日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員（19名）

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一  | 3 高橋忠明  | 4 横尾昇   |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則  | 7 鈴木修三  | 8 篠原京子  |
| 9 星川俊夫  | 10 高橋博  | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |         |

### 出席農地利用最適化推進委員（24名）

- |       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
|-------|-------|--------|--------|

5 石川俊治	6 佐藤保之	7 宇高勉	8 鎌倉静夫
9 尾崎之隆	10 喜井仁志	11 村上紘一	12 三宅恒久
13 紀井正明	14 受川清男	15 河村一碩	17 鈴木一郎
18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇	21 越智寧
22 村上佳清	23 近藤良啓	24 高橋祥志	25 鈴木敏也

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

16 合田篤夫

出席した職員

事務局長	篠原敬三	次長	石川考太	係長	大西かおり
係長	合田圭	係長	三村真都華	主査	金子愛弓

## 第10回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年1月7日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

- 局長 みなさん、ご起立願います。
- 局長 「礼」ご着席ください。
- 局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。
- 会長 (会長挨拶)
- 議長 只今の出席委員数は、19名であります。
- 議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- 議長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 これより、会議を開きます。
- 議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
- 議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、  
農地利用最適化推進委員の  
16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員  
より欠席届がありましたので、お知らせいたします。
- 議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
1番 大西 嘉一郎 (おおにし よしいちろう) 委員  
4番 横尾 昇 (よこお のぼる) 委員  
を指名いたします。
- 議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を議題といたします。

- 議 長 報告を求めます。大西 かおり 君
- 大 西 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。
- 番号1の案件については、令和2年11月16日解約。
- 番号2の案件については、令和2年10月23日解約。
- 番号3の案件については、令和2年10月20日解約。
- 番号4の案件については、令和2年11月30日解約。
- 番号5の案件については、令和2年11月13日解約。
- 番号6の案件については、令和2年12月15日解約。
- 以上、6件の解約通知がありましたので報告します。
- 議 長 以上で報告を終わります。
- 議 長 日程第3、報告第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について」を議題といたします。
- 議 長 報告を求めます。石川 考太（こうた） 君
- 石 川 それでは、報告第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について」報告いたします。
- 番号1の案件については、昨年10月5日開催の農業委員会総会において審議されましたが、その後、11月5日の総会において再審議となり、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件です。しかし、申請者の都合により取り下げられたものです。今回再度申請があり、この後、議案第2号にて審議する予定です。
- 議 長 以上で報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい） 君
- 合 田 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

て」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1と2の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号1については、受人は農業経営を行いたいと長年考えていたところ、新規に経営できる規模として、申請地を借り受けての使用貸借権の設定です。番号2については、渡人である従兄が遠方に転居したことから、申請地近隣で農業を営む受人への、贈与による所有権移転です。

両件とも受人は新規就農のため、12月10日、現地において、地元農業委員と事務局でヒアリングを行いました。

また、両申請により、農地法第3条の許可要件である下限面積を満たします。許可後は柚子、お茶の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。規模拡大のために申請するもので、許可後は里芋、野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すために申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。平成29年4月より渡人に代わりハナシバを栽培しており、規模拡大のため申請するもので、許可後も引続きハナシバの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 番号1番と2番について、12月10日にヒアリングを行いました。受人は15年の農業経験があり、柚子、お茶の栽培を考えています。申請地まで距離はありますが、実家近隣であり、普段から通り慣れた道のため、特段支障はないようです。農機具については、今後の農作業に応じて購入する予定です。申請地近隣の方々との人間関係も良好であり、地域の取り決めを守りつつ、農作業に励んでいただけると思うので問題ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 12月2日に事務局及び申請人と現地確認を行いました。受人は30年以上の農業経験があり、申請地において渡人に代わり、3年間、ハナシバを栽培しています。許可後も引続きハナシバの栽培を予定しています。

申請地までは自宅から60分程で通うことができ、また、申請地近隣に居住できる住宅を所有しており、農業に従事できる環境を整えています。農機具等も所有しており、問題はないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（まどか）君

三村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は11件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は不動産貸付、紙製品加工販売業を営む法人ですが、昨今の受注の増加により、既存の工場では製造及び管理が困難となってきたため、申請地を譲り受けての加工場建設です。

番号2の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号3の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号4と5の案件については、渡人と受人が、それぞれ同一人のため、まとめて説明します。受人は太陽光売電業を営んでいる法人ですが、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

また、番号4と5の申請地は近隣に位置しています。

番号6の案件については、受人数人は渡人の夫と息子であります。申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、渡人である妻が所有する申請地を借り受けての賃貸共同住宅建築です。

番号7の案件については、受人は古紙廃品回収業を営んでいますが、従業員及び作業車等の駐車場の確保が必要となったため、申請地を譲り受けて

の露天駐車場建設です。

番号8の案件については、受人は現在、渡人と同居しておりますが、手狭になったため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号9と10の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は動物病院を運営する法人の役員を務めていますが、来院者の駐車場が不足していること、また来院時に犬を運動させるドッグランの確保が必要であることから、受人が来院者の駐車場及びドッグランを整備し、法人へ貸し出すための申請地を譲り受けての貸駐車場及びドッグラン建設です。

番号11の案件については、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、実家近隣であり、勤務地にも近く、住環境が良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号12の案件については、報告第2号で説明しました、「取り下げ願い」番号1に関連する案件です。この案件については、11月5日の総会で、「異議がない旨の意見」とし、県へ進達しました。

この案件の雨水処理については、他の太陽光の案件と同様、地下浸透ということで、当委員会としては「転用については異議がない」という意見を附していましたが、申請図面において、水路への放流が記載されており、許可権者である県の指摘に対応できなかったため、申請を取り下げ、今回隣接地への放流とした図面に差し替えて、再度申請され、意見を求められたものです。

以上で、説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委員 特に異議ありません。  
議長 2番  
委員 特に異議ありません。  
議長 3番  
委員 特に異議ありません。  
議長 4番  
委員 特に異議ありません。  
議長 5番  
委員 特に異議ありません。  
議長 6番  
委員 特に異議ありません。  
議長 7番  
委員 特に異議ありません。  
議長 8番  
委員 特に異議ありません。  
議長 9番  
委員 特に異議ありません。  
議長 10番  
委員 特に異議ありません。  
議長 11番  
委員 特に異議ありません。  
議長 12番  
委員 (鈴木和治委員)

先程、事務局が説明したとおり、本件は3回目の議案となります。前回は既に「異議がない旨の意見」を附して県へ進達しております。申請内容の相違点は、雨水の処理で、当初の時点では、地下浸透と水路への放流としてい

たところ、水路への放流をせずに地下浸透で処理するというものです。したがって、より影響の少ない方法であることから、前回と同様「異議がない旨の意見」とするものと考えます。しかし、太陽光発電施設の設置については、一般的に設置後の問題点もあるようです。よって、今回の案件については、地元土地改良区の意見書の添付がないことから、転用することによって不測の事態が生じた場合は申請者の責任において誠意をもって解決するという意見を附す必要があると考えます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、番号1番から11番については、特に異議がありませんでしたので、一括して採決いたします。番号1番から11番については、「異議がないとする旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、番号1から11番は、「異議がないとする旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 番号12番については、先程、鈴木委員の意見にもありましたとおり、「転用については異議がないが、地元土地改良区の意見書の添付がないことから、理由書にも記載されているとおり、転用することによって不測の事態が生じた場合は申請者の責任において誠意をもって解決するという意見」を附して進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、番号12番は、「転用については異議なし」とし、「地元土地改良区の意見書の添付がないことから、理由

書にも記載されているとおり、転用することによって不測の事態が生じた場合は申請者の責任において誠意をもって解決する旨の意見」を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君

合田 それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、3年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の賃貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、10年間の使用貸借です。

番号7から9については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号7番から9番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 番号1と2については、渡人が同一人のため、まとめて報告します。1月4日に現地確認しました。どちらの案件も、受人の経営面積が0（ゼロ）ですが、農地利用集積計画の承認に問題ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番  
委員 特に異議ありません。  
議長 5番  
委員 特に異議ありません。  
議長 6番  
委員 特に異議ありません。  
議長 番号7番から9番までの再設定について質疑はありますか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
委員 (挙手全員)  
議長 挙手全員であります。  
議長 よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。  
議長 日程第7、議案第4号、「農地台帳登載申請について」を議題といたします。  
議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ) 君  
金子 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請について」説明いたします。  
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、11月25日に地元推進委員とともに現地調査を行いました。  
番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、12月14日、地元農業委員および推進委員とともに現地調査を行いました。  
以上で説明を終わります。  
議長 以上で、議案の説明は終わりました。  
議長 これより、質疑にはいりません。  
議長 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 8月の農地利用状況調査の時点では、荒廃地の状況で、「非農地通知」を发出しました。その後、本人より、農地として復元し、農地台帳登載申請が提出されたことから、11月25日に現地を確認いたしました。綺麗に果樹が植えられていたので、しっかりと今後も管理された状態で農作業を続けられると思われまますので農地台帳への登載は問題ないと思われまます。

議長 2番

委員 12月4日に現地確認をしました。以前は荒廃地という状況でしたが、確認したところ、現在は梅、その他果樹が作付けされておりまして、十分な管理がされていることが確認できました。今後、営農を継続できると判断いたしましたので、農地台帳への登載は問題ないと思われまます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めまます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第8、議案第5号、「非農地証明願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めまます。石川 考太(こうた)君

石川 それでは、議案第5号、「非農地証明願について」説明いたします。

番号1の案件については、申請者より「非農地証明願いが提出され、後日地元農業委員および事務局で申請地13筆について現地確認を行いました。申請者によると、申請地のうち、11筆については、昭和50年以前より山林として利用していたとのことです。

また、残り2筆については、昭和50年以降耕作放棄され、現在雑木等が繁茂している状態であります。

県が示す「非農地証明の取扱要領」では、「非農地証明の対象とする土地」の認定基準として、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為である、植林が行われてから20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ、農地行政上、特に支障がないと認められるもの。

また、昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、耕作不適や耕作不便などやむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で農地への復旧が著しく困難であると認められるものと提起されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 昨年12月に事務局と一緒に現地確認を実施しました。結果、申請地は「耕作不適」「耕作不便」な土地で、植林後20年以上経過していることは明確であり、また、個別農家が所有する農業用機械では耕起することが難しく、農地への復旧が著しく困難であると思われ、農地行政上、特に支障がないと判断します。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「非農地証明願について」、原案のとおり「非農地」と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「非農地」とすることに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。なお、代替道路を市に寄付する予定です。

番号2の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。

番号3の案件については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 日程第10、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君
- 大 西 番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は、倉庫業及びその周辺業務を営んでいますが、事業がより一層活発化し、以前にも増して倉庫不足を引き起こしています。そこで、所有地、隣接地において倉庫建設を検討しましたが、条件を満たす用地の確保ができず、新たに建設予定地について複数検討しましたが、除外申請地以外に、高速道路へのアクセス、周辺環境、面積など、条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 この案件について、元々、この場所では農作物は稲作しかできない場所で、地権者の方々もあまり耕作を行いたくない場所ということもあり、今回、倉庫を建設する予定としているが、地権者の賛同を得られているので、除外しても差し支えないと思います。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 質問なのですが、議案書1ページの5番、「代表相続人」と、12ページの4番、「相続人代表」という書き方があるのですが、違いは何なのでしょうか。

大西 意味としては同じであり、表現の方法が統一性がなかったということになります。

委員 同意は、全員からの同意なのか、何名のうちの1名などからの同意なのか、教えてほしいです。

三村 議案書1ページの5番について、相続人全員から同意をいただいております。12ページの4番について、相続人全員からではなく、相続人のうちの2分の1の同意を得て申請をしています。

局長 農地利用集積計画については、「土地の権利者の2分の1以上の同意があれば、相続人全員の同意がなくても申請ができる」と、法律が変更されています。なので、これを利用して申請がされています。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 17)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

---

委 員 横 尾 昇

---

委 員 大西嘉一郎

---